**個人演説会開催申出書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用する施設の名称 |  | |
| 開催の日時 | 平成　　年　　月　　日 | 自　午　　　時　　　分  至　午　　　時　　　分 |
| 選挙の種類 | 平成　　年　月　　日執行　　　　　　　　　選挙 | |
| 既に同一施設を  使用した回数 | 回  使用月日　　　　　　月　　　　日 | |
| 施設公営費の負担区分 | 市　　町　　村　・　候　　補　　者 | |

上記のとおり個人演説会を開催したいので、公職選挙法第163条の規定により申し出ます。

平成　　　年　　　月　　　日

候　補　者　住　所

氏　名

舟橋村選挙管理委員会委員長　殿

備　考　１　同一施設について初めて使用する場合は無料です。

　　　　２　同一施設については、既に申し出た使用の日を経過しない間は、新たな申出をすることはできません。

　　　　３　使用できる時間は、１回について準備及び後かたづけを含め５時間以内です。

　　　　４　同一施設について２回以上開催する場合は、２回目以後は、施設の使用のために必要な費用をあらかじめ、施設の管理者に納付しなければなりません。